

水産物部 登録買出人の皆様へ

札幌市中央卸売市場経営支援課

令和4年4月1日から水産物部の 買出人制度が新しくなります。

登録買出人（ご本人）の方

現在、精算会社に登録されている登録買出人（ご本人）の方が、令和6年6月1日以降も買出しをする場合は、精算会社に、所定の誓約書、写真2枚（3cm×2.4cm）、標識プレート作成費用を提出し、令和6年5月31日までに新制度の標識と登録買出人証の交付を受けてください。

ご本人様及び役員・従業員様ともに、標識の作成等に日数を要するため、

令和6年5月10日までに余裕をもって、提出してください。

登録買出人（役員・従業員）の方

現在、水産協議会から標識の交付を受けている登録買出人（役員・従業員）の方が令和6年6月1日以降も入場する場合は、令和6年5月31日までに、補助員として登録手続きが必要です。

精算会社に以下の書類を提出してください。

- ・申請書
- ・住民票又は運転免許証のコピー
- ・履歴書
- ・誓約書
- ・写真2枚（3cm×2.4cm）
- ・標識プレート作成費用（1,100円）

※令和4年3月現在の価格です。価格改定等により、金額は変わりますので、事前にご確認ください。

卸売場への入場に関するご注意

- ・令和4年4月1日以降、標識及び帽子的ほか、長靴の着用が必要です。
- ・令和6年6月1日以降、新制度の標識の着用及び登録買出人証の携帯が必要です。

上記の手続きをしないと…

- ・令和6年6月1日以降、当市場水産物部（卸売場と仲卸店舗の両方）での買出しができなくなります。